

# 建設工事に係る公募型一般競争入札実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）及び財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）の規定に基づき、兵庫県（以下「県」という。）が発注する建設工事の請負契約を締結するに当たり、一定の資格を定めて行う公募型一般競争入札について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において公募型一般競争入札とは、一般競争入札のうち、政令第167条の5の2の規定に基づき、財務規則第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格者名簿に登載されている者により構成される特別共同企業体を含む。）を対象に実施し、入札参加者（特別共同企業体の場合は全部又は一部の構成員）の事業所の所在地に関する資格を兵庫県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者と定めることができる入札方法をいう。ただし、前記の所在地を県内の特定地域（行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第4章に規定する県民局等地方機関の所管区域又は市町等）に制限することはできない。

- 2 この要領において事前審査型とは、入札執行前に入札参加資格の確認を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき落札決定する入札方法をいう。
- 3 この要領において事後審査型とは、入札執行後に決定した落札候補者から順に入札参加資格の確認を行い、適格である者を落札決定する入札方法をいう。

## (適用範囲)

第3条 この要領は、建設工事に係る一般競争入札実施要領の対象とならない以下の工事について適用する。

- (1) 契約予定金額が2億5,000万円以上的一般土木、アスファルト舗装、造園、電気及び管工事
  - (2) 契約予定金額が4億5,000万円以上の建築一式工事
  - (3) 契約予定金額が1,000万円以上の橋梁（上部）、機械器具製作据付及び電気通信工事
  - (4) 契約予定金額が5億円以上であり、かつ、一般土木、アスファルト舗装、造園、建築一式、電気、管、橋梁（上部）、機械器具製作据付及び電気通信工事以外の建設工事
- 2 契約予定金額が、前項の適用金額未満であっても広く民間の技術提案を受け付けることが望ましい場合等で別途入札参加者審査会規程第11条又は第16条の規定により当該建設工事の入札に係る審議事項を審議する審査会（以下「審査会」という。）の決定を得たものについては、公募型一般競争入札とすることができます。
- 3 災害復旧で急施を要する建設工事等特別の事情がある場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、公募型一般競争入札としないことができる。
- 4 公募型一般競争は、原則として事後審査型により行うものとする。ただし、入札前に技術提案の審査を行う必要がある等、事後審査型の適用が適当と認められない場合はこの限りではない。

## (入札の公告)

第4条 契約担当者（財務規則第2条第8号に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、公募型一般競争入札を実施するときは、政令第167条の6及び財務規則第83条第1項の規定に基づき、次に掲げる事項について入札の公告（以下「公告」という。）を行う。

- (1) 入札に付する事項（工事名等）及び応募方法
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 契約条項を示す場所及び期間
- (4) 公告事務を担当する行政組織規則に規定する課（室）又は財務規則第2条第2号に規定するかいの名称及び所在地
- (5) 入札参加の手続に関する事項
- (6) 入札の場所、日時及び方法

- (7) 入札に関する条件
  - (8) 無効とする入札に関する事項
  - (9) 支払条件等に関する事項
  - (10) その他特に必要な事項
- 2 契約担当者は、入札期日の前日から起算して少なくとも28日前までに掲示その他の方法により公告を行う。ただし、緊急やむを得ない理由のあるときは、10日前までに短縮することができる。
  - 3 公告の掲示は、庁舎管理規則第3条第4号に規定する本庁舎の第1号館及び当該かいが所在する庁舎（庁舎管理規則第3条第1号に規定する総合庁舎に所在するかいにあっては総合庁舎）において、第9条第2項に規定する入札参加申込書の提出期限日（以下「申込期限日」という。）まで行う。
  - 4 契約担当者は、公告後、公告の写しを入札に付する建設工事（以下「当該建設工事」という。）を所管する部局の契約担当課（室）へ提出する。
  - 5 契約担当者及び当該建設工事を所管する本庁の課（室）は、公告をしようとするときは同時に記者発表（資料配付）を行うものとする。

#### （入札参加資格）

第5条 公募型一般競争入札に参加することができる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、財務規則第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる事項のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 政令及び建設業法（昭和24年法律第100号）等に規定する事項
  - ① 政令第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しない者であること。
  - ② 建設業法の規定による建設業の許可を受けている者であること。ただし、建設業法第16条に規定する下請契約を締結されると想定される場合にあっては、建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
  - ③ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
  - ④ 建設業法第26条の規定により、主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者）を、当該建設工事に適正に配置できる者であること。
  - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
- (2) 政令第167条の5の2の規定に基づき当該建設工事に必要と認め、定める資格
  - ① 県の入札参加資格を有する工種が、当該建設工事の工種と同じであること。
  - ② 建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書が契約締結（予定）日（議会の議決に付すべき場合にあっては、本契約締結（予定）日）に有効である者であること。
  - ③ 一般土木、建築一式、アスファルト舗装、造園、電気及び管の各工事（以下「格付をする工事」という。）にあっては、契約担当者が必要と認める兵庫県建設工事入札参加者選定要綱第5条に基づく格付等級を有する者であること。

なお、格付をする工事以外の工事にあっては、入札参加者名簿において当該建設工事の工種に係る総合評定値に建設工事入札参加者に係る資格格付要領（以下「資格格付要領」という。）第4条の規定に基づく格付をする工事に係る技術・社会貢献評価数値に準じて算定した数値を合算した数値が一定以上の者であること。
  - ④ 入札に参加しようとする者及び前号④に定める技術者は、少なくとも過去15年間に当該建設工事と同種又は類似の工事の施工実績（原則として国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人が発注した工事で、工事が完成し、その引渡しが完了したもの）を有する者であること。ただ

し、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20パーセント以上の場合に限る。

⑤ 当該建設工事に係る設計業務等の受託者でない者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がない建設業者であること。

⑥ 県発注の当該建設工事と同種工事の低入札価格調査工事を第10条第2項又は第17条第2号④に規定する入札参加資格の確認基準日までに完了しない者にあっては、当該建設工事の工種における資格格付要領第4条の規定による（資格格付要領第4条に規定されていない工種については、資格格付要領第4条の規定に準じて算定した）平均工事成績点が65点以上であること。

⑦ 建設工事請負契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人を適正に配置できる者であること。

なお、配置する現場代理人は、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3か月以上の雇用関係）がある者であること。

⑧ 資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準に該当しない者であること。

⑨ その他、個別の工事に応じて、契約担当者が必要と認める資格を有する者であること。

2 特別共同企業体により当該建設工事の入札に参加することができる者は次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

(1) 特別共同企業体の構成員の資格要件

① 前項第1号①から③まで及び第2号(⑧を除く)に規定する事項に該当する者であること。  
ただし、代表者以外の構成員については、前項第2号③に規定する格付又は総合評定値を代表者より低く設定でき、同号④に規定する施工実績は、代表者に比べて緩和することができる。

② 兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に基づき、資本関係又は人的関係がある者同士は、当該入札に参加する同一又は他の特別共同企業体の構成員となることができない。  
ただし、各発注部局が認める高度な技術を要する等の工事を除く。

(2) 特別共同企業体の資格要件

① 構成員数及び出資比率は、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定められたものであること。  
② 特別共同企業体の代表者は、前項第1号④に規定する事項に該当する者であること。  
③ 特別共同企業体の結成方法は、自主結成とし、特別共同企業体の構成員は、当該入札に参加する他の特別共同企業体の構成員を兼ねることはできないこと。  
④ 特別共同企業体の全ての構成員は、当該建設工事に建設業法で定める資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。

(入札参加資格の設定)

第6条 契約担当者は、当該建設工事の発注に当たり、前条第1項第2号及び第2項に規定する入札参加資格を設定しようとするときは、審査会の審議を経る。

なお、第3条第1項第3号で契約予定金額が2億5,000万円未満の場合にあっては、あらかじめ審査会等が入札参加資格設定に関する基準を定め、設定しようとする入札参加資格が当該基準に沿った内容であるときは、審査会等への改めての付議は要しない。

2 契約担当者は、当該建設工事を所管する本庁の課(室)長と協議(県民局(県民センターを含む。以下同じ。)の所掌に係る契約予定金額が5億円未満の建設工事を除く。)の上、入札参加資格設定調書(様式1号)を作成し、審査会の審議に付する。

3 契約担当者は、前条の入札参加資格を設定するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1) 当該建設工事の規模・内容及び施工技術等を勘案し、県内の業者で施工が可能である工事又は多数の入札参加希望者が見込まれる工事にあっては、入札参加者(特別共同企業体の場合は全部又は一部の構成員)の事業所の所在地に関する資格を兵庫県内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者と定めることができること。ただし、前記の所在地を県内の特定地域(行政組織規則(昭和36年兵庫県規則第40号)第4章に規定する県民局等地方機関の所管区域又は

市町等)に制限することはできない。

(2) 前条第1項第1号④の技術者に求められる経験は、技術的難度の高い工事、困難な作業条件の下で施工する工事等の場合を除き、経験時における監理技術者等の役職による限定を設けてはならないこと。

なお、同一の技術者を重複して複数の工事に配置予定し入札参加申込みを行う場合において、これら複数の工事のうち他の工事を落札し、他の工事に当該配置予定技術者を配置することにより当該建設工事に当該配置予定技術者を配置できなくなったときは、入札参加申込みの取下げを行うこと等を条件として付すこと。

(3) 前条第1項第2号③の格付又は総合評定値の水準は、個別の工事の規模、技術的特性等を勘案し、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から必要なものでなければならないこと。

また、特別共同企業体の代表者以外の構成員に係る格付又は総合評定値の水準は、特別共同企業体として効果的な共同施工のために必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る格付又は総合評定値に比べて低く設定することができること。

(4) 前条第1項第2号④の過去の施工実績は、必要な程度を超えた厳しい条件とならないよう、個別の工事の特性に応じ、技術的観点から真に必要な条件を設定すること。このため、同種の工事として認める工事の範囲の設定に当たっては、施工上の技術的特性を勘案した上で、支障がないと認める類似工法によるもの及び発注規模よりも小規模なものも認めること。

(5) 前条第2項第2号①の特別共同企業体の構成員数は、特に大規模な工事であって技術的難度が高いこと、多数の工種にわたること等により、確実かつ円滑な施工を図るため、技術力を特に結集する必要があると認められるものについては、3者以上とし、その出資比率は別に定めることによること。

#### (入札参加申込書及び提出資料の交付)

第7条 契約担当者は、公募型一般競争に参加を希望する者に対し、公募型一般競争入札参加申込書(様式3号の2又は3。以下「申込書」という。)及び次に掲げる資料(以下「資料」という。)を公告の日から申込期限日までの間、交付する。

(1) 特別共同企業体協定書 (様式4号)  
(2) 委任状 (様式4号の2)

【(1)及び(2)は、特別共同企業体を対象とする場合に限る。】

(3) 同種又は類似の工事の施工実績 (様式5号)  
(4) 配置予定技術者の資格及び工事経験 (様式6号)

【3名までの複数の記載を可とし、記載技術者のうちから配置させる。】

(5) 現場代理人の資格 (様式6号の3)

【3名までの複数の記載を可とし、記載現場代理人のうちから配置させる。】

(6) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係 (様式7号)

【添付させる総合評定値通知書(写し)は契約締結(予定)日(議会の議決に付すべき場合にあっては、本契約締結(予定)日)に有効なものであること。】

(7) その他契約担当者が必要と認める資料

#### (設計図書等の閲覧及び交付)

第8条 契約担当者は、公告の日以後、仕様書、図面(以下「設計図書」という。)等を閲覧に付するとともに、入札参加申込者のうち設計図書等を希望する者に対し交付する。

#### (入札参加の申込み)

第9条 契約担当者は、次の各号に従い、入札参加者に申込書及び事前審査型にあっては資料を、原則として持参により提出させる。

(1) 申込期限日の翌日以降は、原則として申込書及び資料の差替え又は再提出を認めない。ただし、入札参加申込締切後、特別共同企業体の構成員の一部が会社更生法に基づく更生手続開始

の申立てがなされたこと又は入札参加資格制限に該当したこと若しくは指名停止を受けたことにより、その企業体の構成員の資格を失ったときは、事前審査型にあっては入札日の4日前、事後審査型にあっては入札日の前日（いずれも、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）までは、その企業体の残存構成員が資格を失った構成員に代わる構成員を補充した上で、新たな特別共同企業体を結成し、再度の入札参加の申込みをすることを認める。

- (2) 申込書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。
  - (3) 提出された申込書及び資料は、入札参加資格の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
  - (4) 提出された申込書及び資料は、返却しない。
- 2 契約担当者は、申込書及び資料の提出期間は、原則として公告を行った日から起算して10日間以上確保する。
- 3 契約担当者は、入札執行が終了するまでは、入札参加申込者数及び入札参加申込者名を公表してはならない。

#### （事前審査型における入札参加資格の確認）

第10条 契約担当者は、事前審査型における入札参加申込者の資格の確認を行おうとするときは、入札前に審査会の審議を経なければならない。

- 2 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。ただし、配置予定技術者の専任性の確認について、入札公告に特に記載がある場合はその内容により取り扱う。
- 3 契約担当者は、当該建設工事を所管する本庁の課（室）長と協議（県民局の所掌に係る契約予定金額が5億円未満の建設工事を除く。）の上、入札参加申込者の資格確認書（様式10号の2）を作成し、審査会の審議に付する。  
なお、この際「配置予定技術者の資格及び工事経験」（様式6号）の写しも併せて提出する。
- 4 審査会は、入札参加申込者の資格の審議を行い、結果を契約担当者に通知（様式11号）する。
- 5 契約担当者は、原則として申込期限日の翌日から起算して20日以内に、入札参加申込者に対して入札参加資格の有無を、入札参加資格確認通知書（様式12号）により通知する。  
なお、入札参加資格がないと認めた入札参加申込者（以下「非資格者」という。）への入札参加資格確認通知書には、入札参加資格がないと認めた理由及び第11条第1項の説明を求めることができる旨を付記する。

#### （苦情の申立て）

第11条 前条第5項及び第17条第2号⑪の入札参加資格の確認結果に不服がある非資格者は、兵庫県入札監視事務処理要領（以下「入札監視事務処理要領」という。）に基づき、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に書面（様式は任意）を持参して、説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、入札監視事務処理要領第10条及び第17条の規定により非資格者に回答したときは、審査会に対し速やかに回答書の写しを提出して報告する。

#### （設計図書に対する質問）

第12条 契約担当者は、必要があると認めるときは、設計図書に対する質問を受け付けることとし、原則として現場説明会は実施しない。

- 2 前項の質問は、書面（様式20号）で作成の上、電子入札システムにより提出するものとし、提出期間は、原則として公告の日から入札日の8日前（契約予定金額5億円以上の工事については、13日前。土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。次項の日数の計算についても同様とする。）までとする。
- 3 質問に対する回答は、閲覧方式とし、質問書の提出期限日の翌日から起算して原則として3日以内に閲覧を開始し、少なくとも5日以上（契約予定金額5億円以上の工事については、10日以上）閲覧させるとともに、入札日の前日に終了する。
- 4 前項の閲覧場所は、契約担当者の事務所とする。

### (入札保証金)

第13条 入札保証金は、財務規則第84条第1項第3号の規定に基づき免除する。

### (入札の執行)

第14条 契約担当者は、事前審査型にあっては、入札に参加しようとする者に、入札の執行に先立ち第10条第5項に規定する入札参加資格確認通知書の写しを提出させる。

2 契約担当者は、入札に参加しようとする者に、第1回目の入札に際し、設計図書に示す様式による工事費内訳書を提出させる。なお、「工事費内訳書に活用できる様式」を原則として利用し提出させること。

3 契約担当者は、開札するに当たっては、入札者又はその代理人に立ち会わせ、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

4 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において、事前審査型にあっては落札者、事後審査型にあっては落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、事後審査型において、落札候補者として決定したすべての者について入札参加資格がないとした場合は、日を改めて再度入札を行う。

### (入札の執行の取消し又は中止)

第15条 契約担当者は、不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、その入札の執行を取り消すことができる。

2 契約担当者は、天災地変等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することができる。

### (無効とする入札)

第16条 契約担当者は、財務規則第90条の規定に該当する入札は、無効としなければならない。

2 契約担当者は、申込書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効としなければならない。

### (落札者の決定等)

第17条 契約担当者は、法第234条第3項の規定による落札者の決定を下記により行う。

#### (1) 事前審査型

① 契約担当者は、契約予定金額が5億円未満の価格競争方式による建設工事については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決定する。

契約予定金額が5億円以上の価格競争方式による建設工事又は総合評価落札方式を行う建設工事については、予定価格の制限の範囲内の価格で低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）に併せて同価格を下回る価格で設定した失格の基準とする価格（以下「失格基準価格」という。）以上の価格をもって入札した者のうちから落札者を決定する。

ただし、失格基準価格以上の調査基準価格を下回った入札が行われたときは、落札決定を保留して個別の入札価格を調査し、当該価格により落札決定した場合に当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるか否かを審査の上、落札者を決定する。

② 契約担当者は、①のただし書により落札者を決定したときは、落札決定通知書（様式14号）により入札者（失格基準価格以上の価格をもって入札した者）に通知する。

③ 契約担当者は、落札となるべき同価の入札をした者（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者）が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定することとし、落札となるべき同価の入札（総合評価落札方式の場合は、評価値の最も高い者）をした者に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

④ 契約担当者は、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

⑤ 契約担当者は、落札者を決定した場合において、落札者とされなかつた入札者から請求が

あつたときは、速やかに、当該請求を行つた入札者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行つた入札者に書面（様式16号の2）により通知する。

(2) 事後審査型

① 契約担当者は、契約予定金額が5億円未満の価格競争方式による建設工事（まちづくり部発注の建築一式工事にあつては4億5千万円未満、電気工事及び管工事は除く）については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札した者のうちから落札候補者を決定し、落札者の決定を保留したうえで開札を終了する。

契約予定金額が5億円以上の価格競争方式による建設工事（まちづくり部発注の建築一式工事にあつては4億5千万円以上、電気工事及び管工事にあつては2億5千万円以上）又は総合評価落札方式を行う建設工事については、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格をもつて入札した者のうちから落札候補者を決定し、落札者の決定を保留したうえで開札を終了する。

② 契約担当者は、落札候補者の決定後、速やかに落札候補者に連絡し、入札参加資格を確認するため、第7条に定める資料の提出を求める。この場合において、落札候補者は、入札参加資格確認資料を、提出を指示された日の翌日から起算して、原則として2日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に提出しなければならない。ただし、入札公告に別に定めがある場合及び契約担当者が別に提出日を指定した場合は、この限りではない。

③ 契約担当者は、②の入札参加資格確認資料が提出された日の翌日から起算して、原則として3日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしていることを確認したときは落札決定する。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者（総合評価落札方式の場合には、評価値の最も高い者）が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者（総合評価落札方式の場合には、評価値の最も高い者）に対し、くじを引くことを辞退させてはならない。

④ 入札参加資格の確認基準日は、申込期限日とする。ただし、配置予定技術者の専任性の確認については、上記②で定める入札参加資格確認資料の提出期限日を基準日とし、入札公告に特に記載がある場合はその内容により取り扱う。

⑤ 契約担当者は、落札候補者が失格基準価格以上の調査基準価格を下回った価格をもつて入札したときは、第1号①ただし書及び②のとおり取扱う。ただし、第2号①後段の住宅建築局発注工事で、入札参加申込書により低入札価格調査資料の提出意思がない旨申告している者の入札は無効とし、この場合は指名停止は行わない。

⑥ 契約担当者は、落札候補者の入札参加資格に疑義が生じたときは、審査会に諮り、審査会の審議により入札参加資格の有無を決定する。

⑦ 落札候補者が②における確認に要する資料を期限内に提出しないとき、又は落札候補者が契約担当者の指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

⑧ ③における確認は、落札候補者が入札参加資格を満たしていることが確認できるまで、順次行う。

⑨ 契約担当者は、無効の入札を行つた者を落札者としていた場合は、落札の決定を取り消さなければならない。

⑩ 契約担当者は、落札候補者に入札参加資格がないことを認めた場合は、当該落札候補者に対して書面（様式15号）により通知する。

なお、書面には入札参加資格がないと認めた理由及び第11条第1項の説明を求めるができる旨を付記する。

⑪ 契約担当者は、落札者を決定した場合において、前号の場合を除き落札者とされなかつた入札者から請求があつたときは、速やかに、当該請求を行つた入札者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合にあつては、無効とされた理由）を、当該請求を行つた入札者に書面（様式16号の2）により通知する。

(契約保証金)

第18条 契約担当者は、落札者に契約締結までに（議会の議決に付すべき場合にあっては、本契約締結までに）契約金額の10分の1（調査基準価格を下回った価格をもって締結する場合にあっては、10分の3）以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出する場合等、財務規則第100条の規定に該当する場合は、契約保証金を納めさせないことができる。

(入札結果の公表)

第19条 契約担当者は、開札後速やかに開札結果表（契約予定金額が5億円未満の建設工事については、予定価格及び最低制限価格、5億円以上の建設工事又は総合評価落札方式による建設工事については予定価格、調査基準価格及び失格基準価格を消去したもの）を入札者及び入札立会人に示すとともに、落札決定後、最終入札結果及び入札の経緯を閲覧の方法により落札決定日の翌日までに公表する。

2 契約担当者は、契約締結後（議会の議決に付すべき場合にあっては、本契約締結後）、開札結果表に契約予定金額が5億円未満の建設工事については、予定価格及び最低制限価格、5億円以上の建設工事又は総合評価落札方式による建設工事については予定価格、調査基準価格及び失格基準価格を書き込み、閲覧等の方法により公表する。

(入札までの日数)

第20条 契約担当者は、公告の日から入札を執行するまでの日数は、別添の公募型一般競争入札の標準的事務手続の日数に準じて設定する。

(補則)

第21条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。